4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　犯行時の貸金業者名（検察官が既に把握しているもの）。
塩川　　務　（共犯者）　中島　史人
⑵　利息等を受領するために使用した銀行等口座（検察官が既に把握しているもの。五十音順）。
株式会社ゆうちょ銀行　通常貯金口座
名義　ＫＯＤＡＩＲＡ　ＮＡＴＴＨＡＷＡＮ　（コダイラ　ナッタワン）
記号・番号　11130―28704871　11160―17735211
名義　ＰＨＡＮＭＡＫ　ＷＡＮＮＡ　（パンマーク　ワンナー）
記号・番号　11100―1898311
名義　ＰＯＮＧＳＩＲＩ　ＳＩＲＩＰＯＲＮ　（ポンシリ　シリポン）
記号・番号　11100―27667591
⑶　主な犯行態様
○　主にタイ人女性を対象として、口伝えにより顧客を集める。
○　他人名義の携帯電話機を使用して借金の申込みを受け、塩川が貸付を行うか否かを判断し、主に中島が、顧客及び連帯保証人等と会い、借用書に署名させ、外国人登録証の写し等を受領する等の手続を行って、現金を顧客に渡して貸付を行う。
○　貸付方法は、実際に貸し付ける金額（元本）に10パーセント上乗せした金額を記載した借用書に署名させてから元本を渡し、元本の返済時には借用書の金額を返済させる。
○　貸付の条件は、基本的に、元本の返済期限を３か月後に定め、15日ごとに元本の10パーセントを利息として支払わせ、元本の返済が遅延すると、10日ごとに元本の10パーセントを遅延利息として支払わせる。
○　利息の支払が遅れた場合は、１日について1,000円の罰金を支払わせる場合もある。
○　利息の支払は、基本的に指定した口座に振り込むように指示し、口座振込ができない者及び利息の支払が滞った者については、集金に回る。
○　元本が返済されない限り利息を支払わせ、利息の支払金額が元本を超えており、元本の一括返済が困難な者については、組改と称して、元本に一定期間の利息を加算した金額を新たな貸付金として、その金額を記載した借用書に署名させた上、実際には貸付を行わないで、新たな貸付金として記載した金額を分割して毎月返済させる。
5　開始決定の時における給付資金の額　金863万2,376円
6　支給申請期間　平成26年２月14日から平成26年４月14日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　長野地方裁判所上田支部
⑵　裁 判 年 月 日　平成25年５月27日
⑶　確 定 年 月 日　平成25年６月11日
⑷　被告人の氏名　塩川　　務
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、長野県知事の登録を受けないで貸金業を営むとともに、業として金銭の貸付を行うに当たり、法定の限度の割合を超える利息を受領していたものであるが、財産上不正な利益を得る目的で犯した貸金業法違反又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反の犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと考え
１　中島史人と共謀の上、平成22年４月１日から平成24年４月23日までの間、1,298回にわたり、多数の債務者をして、貸し付けた金銭の元本又は利息の支払として、他人名義の２口座に、現金合計4,095万7,500円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した
２　平成24年４月25日から同年10月４日までの間、119回にわたり、多数の債務者をして、貸し付けた金銭の元本又は利息の支払として、他人名義の口座に、現金合計613万2,500円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した
ものである。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律10条１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒380―0846　長野市大字長野旭町1108番地
長野地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号026―233―1421（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（長野地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（長野地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の名称　古谷　英俊（ピーアイエー投資顧問）
２．住所　千葉県東金市堀上249―１―202
３．代表者の氏名　古谷　英俊
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第979号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年８月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 26 年２月 14 日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　やまとアセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都中央区佃２―１―２　43階イーストタワーズⅡ
３．代表者の氏名　代表取締役　山品　俊二
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1111号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年８月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 26 年２月 14 日
関東財務局長　坂本　正喜